

各 課（局・室）長 殿

総合政策課長（公印省略）

令和6年度予算編成方針について（依命通知）

政府は、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、少子化対策・こども政策の抜本強化、包摂社会の実現、地域・中小企業の活性化等に取り組むとしており、本格化する人口減少社会において持続的成長と安心で幸せを実感できる経済社会の実現を掲げている。

当町においては、コロナ禍を経て、地域経済が緩やかに持ち直しの傾向にあったが、国際情勢を受けた物価や燃料の高騰が長期化しており、事業者や家計に与える影響は大きく、非常に厳しい状況が続いていると思慮する。足元の実体経済の低迷に加え、令和4年11月末に5,000人を切って以降も加速度的に進行する人口減少や地場産業及び地域コミュニティにおける深刻な人材不足、水稻生産者を主とした農林事業者の所得減少など、町を取り巻く地域課題は山積している。このような地域情勢において、事業見直しや公共施設の廃止・集約化等の成果により再構築した財政基盤をもとに、課題解決に資する効果的な事業に適切に投資し、持続可能かつ発展的な町政運営を実現しなければならない。そのためには、ニーズベースによる地域実態を捉えた事業実施や既存の枠組みに捉われない事務改善など、現状維持ではなく未来を見据えた、攻めの事業展開が肝要である。

令和6年度は、当町にとってまさに節目の年である。令和7年1月1日に町制施行100周年を迎える。全世帯タブレット端末配布事業のほか、「歓喜と感動で心を動かす」を共通テーマとし、記念事業を積極的に実施することで、町民の機運の醸成に努めていく。また、令和7年度には、東北中央自動車道の延伸が控えており、関係（交流）人口拡大の好機と捉えている。グリーンバレー神室において、ホットハウスカムロを改築する方針であるほか、町全体の魅力向上のための事業を加速させていく。

町民は、町の新たな事業や明るい展望に期待している。次の100年を見据え、これらの施策を展開していくためには、財政が健全な状態を確実に維持することが大前提である。そのためには、事業見直しや事務改善の継続的な取り組みはもちろん、職員一人ひとりの改善意識が欠かせない。町の魅力や活力、何よりも町民生活が向上するよう、以上のような諸事情を十分認識のうえ、以下の事項に留意し、令和6年度の予算要求にあたるよう金山町財務規則第10条の規定に基づき通知する。

第1 総括的事項

1. 予算編成の基本的な考え方

新年度の予算編成にあたり、燃料及び物価高騰などの足元の経済情勢を踏まえつつ、人口減少や担い手不足などの地域社会における中長期的な変化を的確に捉え、優先すべき事業を十分に検討したうえで要求すること。

特に、新規の政策予算については、第5次金山町総合発展計画に基づいた要求とし、既存事業については、令和2年度から継続している事業見直しの考え方のもと、必要性や効果を改めて検証し、見直しによる財源の確保に努めること。

2. 第5次総合発展計画に則した予算編成

令和6年度は、第5次金山町総合発展計画の中で位置づける中期ビジョンの4年目であり、令和8年度からの新たなビジョンを策定するための土台となる年度である。そのため、新年度予算は、まちの将来像を実現するため、各事業を着実に推進するため、基本目標の達成を強く意識した編成を行う必要がある。

(1) まちの将来像

「みんなが主役、みんなの故郷、金山町～住んでよし、訪ねてよしのまちの実現～」

(2) 基本目標

- ① 「魅力と活力の向上、安心して働くことができるまち」
- ② 「新しいつながりと定着、住んでよかったと思えるまち」
- ③ 「結婚・出産・子育ての希望が叶う、誰もが生きがいを持てるまち」
- ④ 「ひとが集う、持続可能なまち」
- ⑤ 「誰もが活躍できる地域社会、生涯活躍のまち」
- ⑥ 「健全で持続可能な行財政運営」

3. 重点推進施策

(1) 健康長寿～生涯を通じた心とからだの健康づくりを推進

一人でも多くの町民が健康長寿で生涯にわたり活躍できるよう、町民運動となるような実行性のある健康づくり事業を引き続き推進すること。

(2) 未来につながる産業の振興

地域経済を支える農業や商工業の持続的発展のため、その根幹である小規模事業者への支援を含めた事業の検討を行い、所得の底上げを図ること。

(3) 交流の推進による関連産業の振興

令和7年度に予定される東北中央自動車道の延伸は、関係（交流）人口拡大の好機であることから、流通及び観光業の振興策を検討すること。特にグリーンバレー神室エリアについて、運営費負担が過大であることから、来場者数の増加などアウトカムを意識した成果の上がる事業内容を検討すること。

(4) 次世代につながる景観運動

町が誇る景観施策については、金山住宅の着工数減少など停滞がみられる現状を踏まえ、施策理念と町民実態が乖離しているように思われる。「街並み景観づくり100年運動」を発展的に次世代に継承していくため、住まう町民のニーズを反映させた施策の魅力化を図ること。

(5) 安心安全な生活環境の確保

地域に適したきめ細かな社会資本機能を整備すること。また、自然災害における町民の安全対策や冬期間の効率的な除排雪体制を推進することにより、誰もが安心して暮らせる環境整備を進めること。

(6) 町制施行100周年事業の積極的な実施

令和7年1月1日に町制施行100周年を迎える。来るべき節目に向けて機運を醸成するために、既存事業の拡充を含めて、積極的に記念事業を検討すること。

(7) 経済情勢に応じた支援拡充

燃料価格等の高騰により、町民生活や農林業、商工業が打撃を受けている。関係者へのヒアリングなどにより、現状把握のうえ最適な独自支援について検討すること。

(8) 金山版DXの推進

令和6年度は、金山町デジタル化推進事業の2年目であり、デジタル化を実装していく段階に入る。令和5年度に実施したDX研修で得た知見を活かし、業務改革や町民の利便性向上等に資する実効性あるデジタル化を積極的に推進すること。デジタル田園都市国家構想交付金を有効に活用するため、積極的な事業提案を期待する。

第2 歳入に関する事項

1. 町税については、税制改正や地域経済の動向を見極め、過大・過少見積もりとならないように留意すること。収納対策については、公金収納対策専門員を中心に、滞納額の解消と徴収率向上を一層強化すること。
2. 国及び県支出金等については、補助事業の動向を注視するとともに、制度を的確に把握のうえ、積極的に活用すること。
3. 分担金及び負担金については、事業の性質及び受益の限度を総合的に勘案し、類似制度と比較検討のうえ適正額を見積もること。
4. 使用料及び手数料については、受益者負担の適正化の観点から、経費の実態等について的確に把握のうえ、適正に見積もること。既存の使用料及び手数料についても、必要に応じて金額の見直しを行い、料金収入を確保すること。
5. 財産収入については、土地・建物及び備品等、未利用財産の処分を積極的に検討すること。その際は、売却可能額を適正に見積もり予算計上すること。

6. 寄附金については、ふるさと寄附に関して、企業版ふるさと寄附を含めて積極的な周知等を行い、制度を有効活用することで、自主財源の確保に努めること。恒久的な財源ではないとの認識を持ちつつ、適正な予算額を計上すること。
7. 町債については、緊急減災・防災事業債や緊急自然災害防止対策事業債、脱炭素化推進事業債、過疎対策事業債など、交付税措置のある有利な起債を有効に活用すること。時限措置（令和7・8年度迄等）がある事業債もあるため、対象事業を財政係と協議の上、計画の前倒しを含めた利用を検討されたい。

第3 歳出に関する事項

1. 統括的事項で明示した重点推進施策に係る事業については、緊急度や優先度、必要性を十分に考慮した上で、積極的な事業展開を検討し、予算計上すること。
2. プロジェクトチーム及び事務・事業見直しにおける検討事業については、町長指示事項等を考慮し、課内で十分に協議のうえ事業化を検討すること。
3. 令和6年度予算編成に係る意見交換会において、各団体から出された要望や意見について、適切に予算計上すること。その際は、安易に要望通りの要求とせず、必要性や効果、公平性を十分に検証すること。
4. 需用費及び役務費については、令和5年度の現計予算額を基準とし、物価高騰に伴う料金の値上げを適切に反映した要求とすること。また恒常的に不用額が発生している事業は再度経費を精査の上、適正額を要求すること。
5. 町単独の補助費については、原則として令和5年度要求額を上限とするが、改めて目的や効果及び補助率等を見直し、交付団体等からの要望も踏まえ予算計上すること。
6. 投資的経費については、原則として財政計画で予定している事業に限定する。令和5年度以降、大規模事業の実施が続くため、事業化については十分な議論と計画を行うこと。また、公共施設等総合管理計画で示しているとおり、令和13年度時点における公共施設建物の維持管理経費を令和4年度比較で年間2億円削減する目標を立てている。類似機能の集約化など、大胆な発想で今後の維持管理経費の抑制に努めること。

第4 特別会計に関する事項

1. 特別会計の予算編成にあたっては、特別会計の本旨に沿うとともに、料金等について、一般会計と同様に受益者負担の原則により適正な料金、分担金の設定及び未収金の徴収強化を行い、収入の確保に努め、安易に一般会計からの財政支援に依存することがないように積極的な経営基盤の確立を図ること。
2. 農業集落排水事業及び公共下水道事業は、令和6年度から公営企業に移行することに伴う基準外繰出金について、適正に見積もること。